

## 【地域会規約の基準に関する規則】

特定非営利活動法人C.P.I.教育文化交流推進委員会（以下本会とする）定款第52条第2項の規程により地域会規約の記載事項として必要な基準を設ける。

（名称および略称規程）

第1条 地域会の正式名称は、[特定非営利活動法人C.P.I.教育文化交流推進委員会.]を先頭につけ[地域会]を末尾につけて表す。

2. 表記名称は、[C.P.I.]を先頭につけた親しみやすい名称を使うことができる。

（地域会の目的規程）

第2条 本会の会員の親睦に係わる組織であることを記載する。

2. 本会の事業の円滑かつ活発な展開を図ることを記載する。

3. 本会の会員が評議員として会務執行に参画するための選出母体となる旨を記載する。

4. その他、地域性にあった独自の目的を記載する。

（地域会の事業規程）

第3条 事業規程については、目的の実現に沿った事業を記載する。

（地域会の区域規程）

第4条 地域会の区域を記載する。区域は本会に備える地域会区域表を参考として定める。

2. 前項の別表を変更する必要があるときは隣接となる地域会との協議の上で調整を図り本会の理事会（以降は本部とする）に報告し承認を得る旨を記載する。

（地域会の構成員の要件規程）

第5条 構成員は本会の会員とする旨を記載する。

2. 構成員は、本人が本会に届け出た住所あるいは勤務先（以下、住所等という）が地域会の区域内にある者とする旨を記載する。

3. 本会の会員で地域会が設立されていない住所等を登録している者が希望するとき、連絡協議会の構成員となる旨を記載する。

（地域会構成員の権利規程）

第6条 構成員は、次の各号にあたる権利がある旨を記載する。

(1) 地域会の世話役を選任する。

(2) 会務執行に係わる意見または提案を地域会世話役会を通して本部に提出する。

(3) 地域会の活動に参画する。

（地域会構成員の義務規程）

第7条 構成員は本会の定款・規則・細則・地域会規約を遵守しなければならないことを記載する。

（構成員に対する強制の禁止規程）

第8条 構成員は、その意思に反して次のことを強制されることない旨を記載する。

- (1) 地域会の会議への出席
- (2) 地域会の催事への参加
- (3) 地域会の運営に伴う地域会独自の会費

(地域会の世話役等規程)

第9条 地域会の世話役代表および世話役（以下、世話役等という）につき次の各号を記載する。

(1) 世話役は地域会の会議において会員の中から選任され任期を定めてその任を務める。

(2) 世話役代表は、世話役の互選で正会員の中から選任され、本会の評議員として本会の会務執行に参画する。

(3) 前項後段においてやむを得ないときは他の世話役に委任して代理させることができる。

(4) 世話役代表は、本会の理事および監事を兼任することができない。

(5) 前項に規定する場合を除き、世話役は本会の理事および監事を兼任することができる。

(6) 世話役等は、本部と連携し地域会構成員の協力を得て地域会の目的に則した活動を推進する。

(7) 世話役等は、地域会が定款第55条に定める連絡協議会設置に賛同したときは、連絡委員若干名を世話役等の中から選出しなければならない。

(8) 世話役等は、地域会の構成員が本部への意見または提案あることを知ったときは、本人の承諾を得て世話役等に諮り速やかに本部と協議しなければならない。

(地域会の世話役等の退任規程)

第10条 世話役等の任期中退任は次の各号のときであることを記載する。

(1) 世話役等が、本会の会員でなくなったとき。

(2) 世話役等の住所等が、本会への本人の申請により変更となり地域会の区域外となるとき。

(3) 世話役等本人から、世話役等の任を継続することに支障を生じる事由あるとの申出があったとき。

(4) 世話役代表が、本会の定款第24条25条の規程により退任するとき。

(世話役等の守秘義務規程)

第11条 世話役等が職務上知り得た本会に係わる情報を他に洩らしたり濫用したりしてはならないことを記載する。

(名簿管理規程)

第12条 世話役代表は、地域会構成員の名簿を管理し地域会構成員への連絡のために使用することができることを記載する。

2. 名簿の保管に関しては〔会員名簿に関する規則〕に準拠することを記載する。

(世話役会規程)

第12条 世話役会は、世話役等および、地域会の会議の議決で委嘱した顧問役をもって構成することを記載する。

2. 世話役会は、第9条2号・6号・7号・8号および第10条に係わる会議を行うことを記載する。

(地域会の会議規程)

第13条 地域会の総会（以下、地域総会という）の定足数は実効性が担保されるまでは敢えて規定せず書面等工夫を活かした方法によって意見集約を図る旨を記載する。

2. 議案に利害関係を持つものはその議案の議決には加われないことを記載する。

3. 議事要領および議決内容について記録することを記載する。

(会員への報告義務規程)

第14条 世話役代表は、地域会の会議または行事に関して地域会構成員に報告を行うことを記載する。

2. 世話役代表は、地域会の会議で承認された地域会の収支予算および収支決算に関しては地域会構成員に報告を行うことを記載する。

3. 連絡委員を出している連絡協議会についても第1項・第2項と同様とすることを記載する。

(本部への報告等義務規程)

第15条 世話役代表は、本会の定款第54条の規程にある報告および協議を本部に対して行うことを記載する。

(経理規程)

第16条 地域会の資産（以下、資産という）は次の各号をもって構成することを記載する。

(1) 本会の設立時点で地域会にあった財産

(2) 本会からの補助金

(3) 地方自治体からの補助金

(4) 地域会活動に関わる寄付金

(5) 独自催事または他団体との共同催事における収入

2. 資産の管理は、世話役代表が行うことを記載する。

3. 経費の支弁は、資産をもって行うことを記載する。

4. 地域会の収支予算の策定にあたっては本部の承認を得て決定することを記載する。

5. 地域会の収支決算は世話役代表が作成し本部の承認を得て確定することを記載する。

6. 借入は行わないことを記載する。

7. 世話役代表若しくは世話役会の名義で借入金が発生した場合、地域会および本部はその返済について一切の責任を負わない旨を記載する。

8. 収支予算で決定した以外に新たな収入増加あるいは経費負担が大幅に生じる見込みがあるときは本部の承認を得なければならないことを記載する。

9. 会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終ることを記載する。